平成２９年（フ）第７４号
福岡県大牟田市大字歴木639番地６
債務者　後藤　健児
１　決定年月日時　平成29年12月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　湯村しおり
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月７日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第１１４号
長崎県諫早市宗方町14番地１
債務者　渡辺　了太
１　決定年月日時　平成29年12月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　梅本　國和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月７日午後２時15分
５　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第１８１０号
名古屋市中村区亀島１丁目７番３号、住民票上の住所名古屋市中区富士見町２番24号　ＡＮＳＷＥＲ21　401号
債務者　貴村　英生
１　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坪内　友哉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月15日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２４４号
長崎県長崎市片淵３丁目16番４号
債務者　ＮＩＳＨＩ　ＤＩＡＮＡ　ＤＥＣＥＮＡ
１　決定年月日時　平成29年12月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鮎川　　愛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月９日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２５２号
長崎県長崎市田上３丁目11番18号
債務者　吉井　淳一
１　決定年月日時　平成29年12月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西村　広平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月７日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４８３号
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目13番８号　ヴィラ・メイ203号
債務者　青山　貴司
１　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河口友一朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月８日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４８４号
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目13番８号　ヴィラ・メイ203号
債務者　青山　菜奈
１　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河口友一朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月８日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２１５４号
札幌市豊平区豊平３条２丁目１番40―308号
債務者　佐野真佐江
１　決定年月日時　平成29年12月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安部　真弥
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月15日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４０３号
福岡県京都郡苅田町与原2270　日産白石南ユースハウスＤ棟307Ｂ号室、住民票上の住所愛知県みよし市莇生町藤塚６番地146　ベルコート三好Ⅱ　202号
債務者　吉田　　真
１　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石原　大輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月27日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第４５４号
仙台市若林区南小泉３丁目19番14号　コーポロマラン102、従前の住所仙台市青葉区旭ケ丘１丁目25番30号　ウォークオンベルトピア102
債務者　木下　和博
１　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７３９号
仙台市青葉区高野原１丁目２番地の10、従前の住所宮城県名取市愛島台６丁目４番地の４
債務者　大場　美緒
１　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７５７号
仙台市太白区四郎丸字昭和上34番地の３
債務者　小松　　幸
１　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７６３号
仙台市太白区四郎丸字落合159番地の２
債務者　川村　奈緒（旧姓成田）
１　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８０８号
仙台市宮城野区福室５丁目２番20号
債務者　鈴木　啓真
１　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８１４号
宮城県宮城郡利府町中央３丁目11番地７　ティファニー102
債務者　管野はつよ
１　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８２３号
仙台市太白区長町２丁目11番７号　オアシス長町Ａ205
債務者　奥山　典子
１　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８４６号
仙台市宮城野区幸町２丁目22番33―303号、従前の住所仙台市若林区中倉３丁目１番15号　ビオーラ201
債務者　磯部　麻耶
１　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係